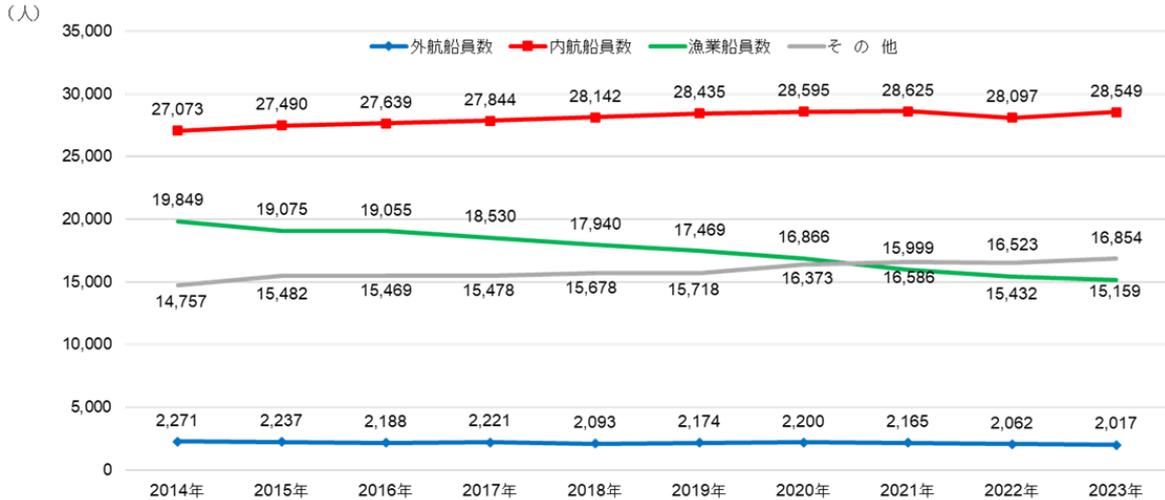


第3章 船員分野

1. 船員数等の動向

【図表 3-1】 我が国の船員数の推移

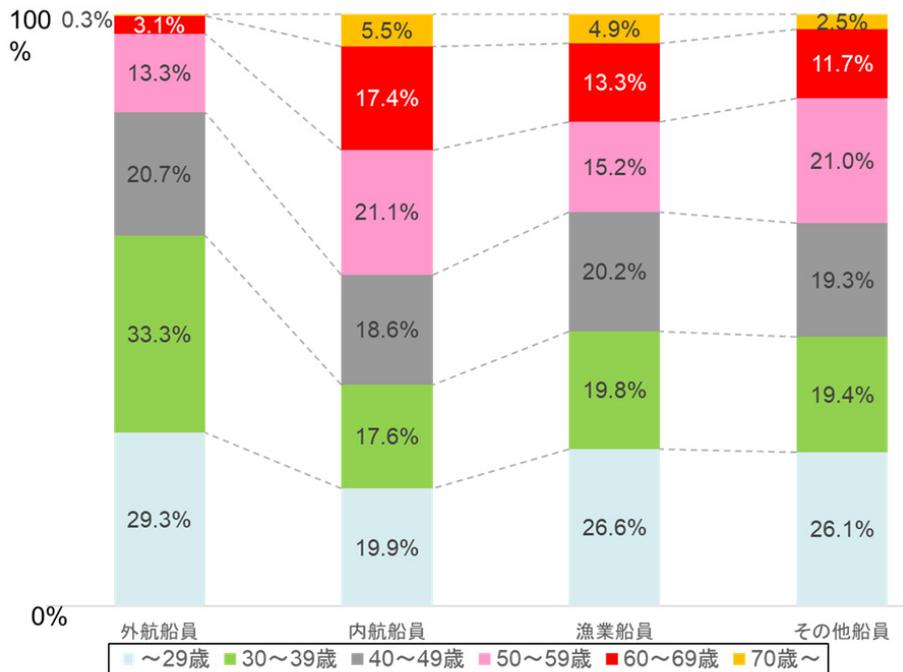
| | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 外航船員数 | 2,271 | 2,237 | 2,188 | 2,221 | 2,093 | 2,174 | 2,200 | 2,165 | 2,062 | 2,017 |
| 内航船員数 | 27,073 | 27,490 | 27,639 | 27,844 | 28,142 | 28,435 | 28,595 | 28,625 | 28,097 | 28,549 |
| 漁業船員数 | 19,849 | 19,075 | 19,055 | 18,530 | 17,940 | 17,469 | 16,866 | 15,999 | 15,432 | 15,159 |
| その他 | 14,757 | 15,482 | 15,469 | 15,478 | 15,678 | 15,718 | 16,373 | 16,586 | 16,523 | 16,854 |
| 合計 | 65,084 | 63,950 | 64,284 | 64,351 | 64,073 | 63,853 | 63,796 | 63,375 | 62,114 | 62,579 |



資料) 国土交通省海事局調べによる。各年10月1日現在

(注) 船員数は、乗組員数と予備船員数を合計したものであり、我が国の船舶所有者に雇用されている船員(外国人を除く。)である。その他は、官公署船や港内作業船等の分野に属さない船員数である。

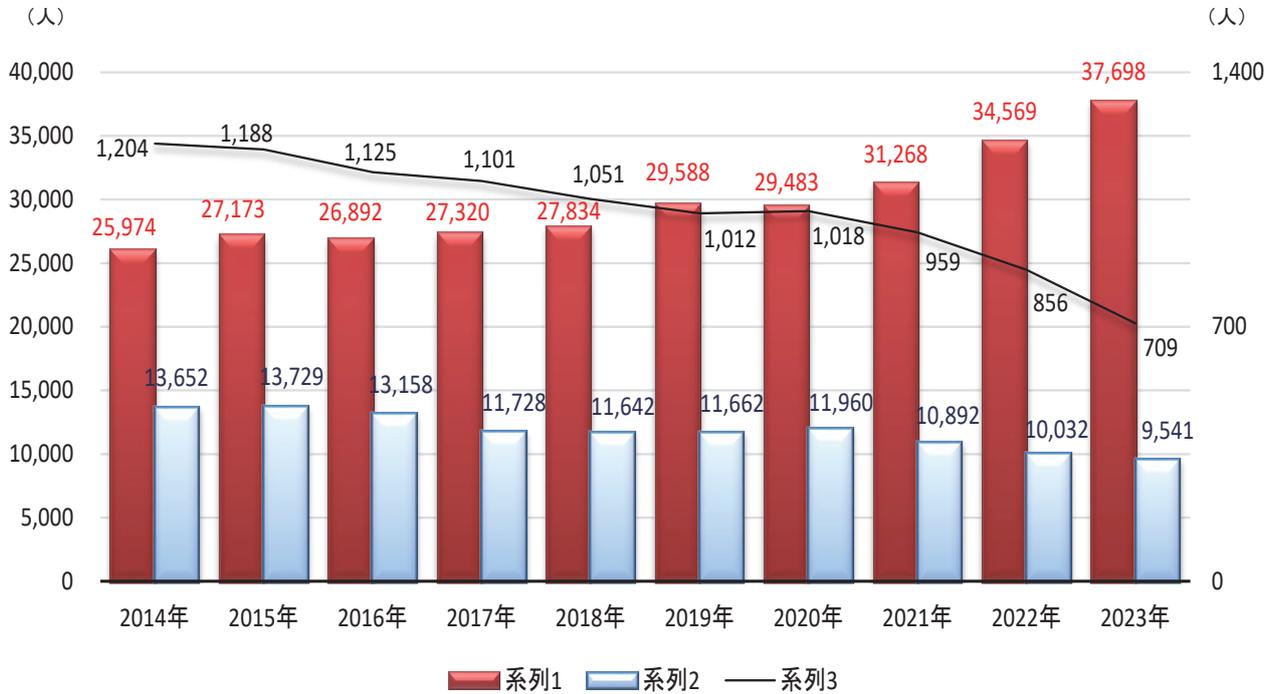
【図表 3-2】 我が国船員数の分野別年齢構成



資料) 国土交通省海事局調べによる。R5.10.1現在

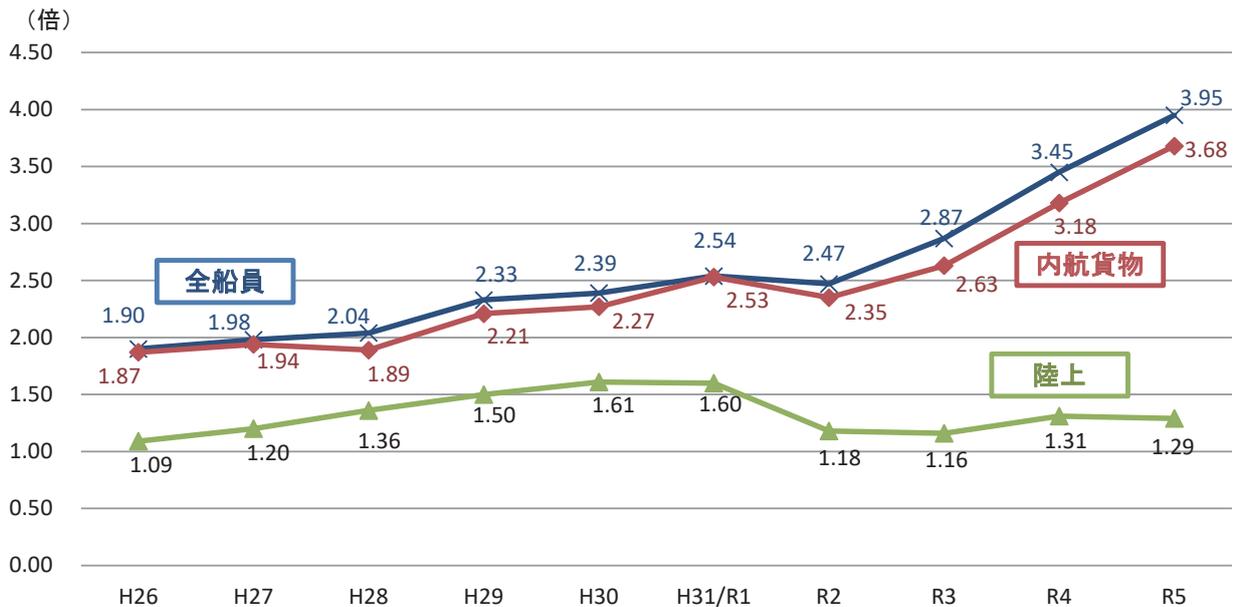
(注) 我が国に所在する船舶所有者に雇用されている船員(外国人を含む。)の年齢階層別割合である。その他は、官公署船や作業船等の分野に属さない船員数である。

【図表 3-3】 船員職業紹介状況の推移



資料) 国土交通省海事局作成

【図表 3-4】 船員の有効求人倍率の推移



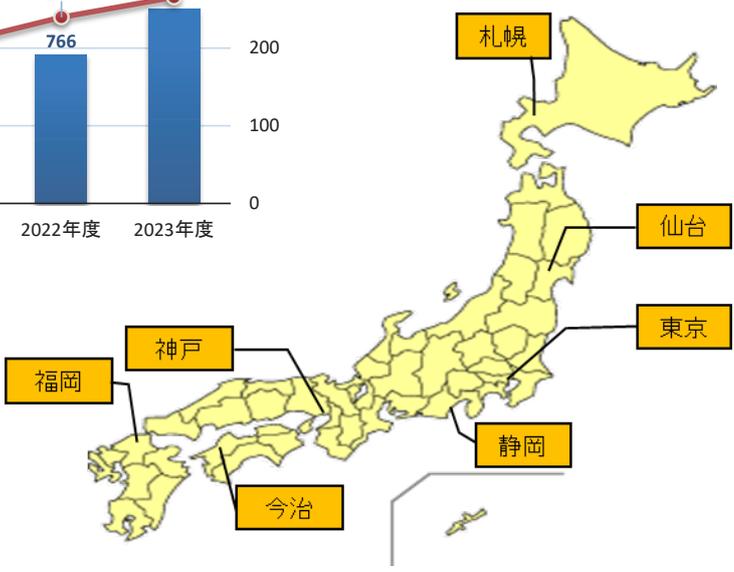
資料) 国土交通省海事局作成

【図表 3-5】 海技者セミナーの参加者数、事業者数、開催地

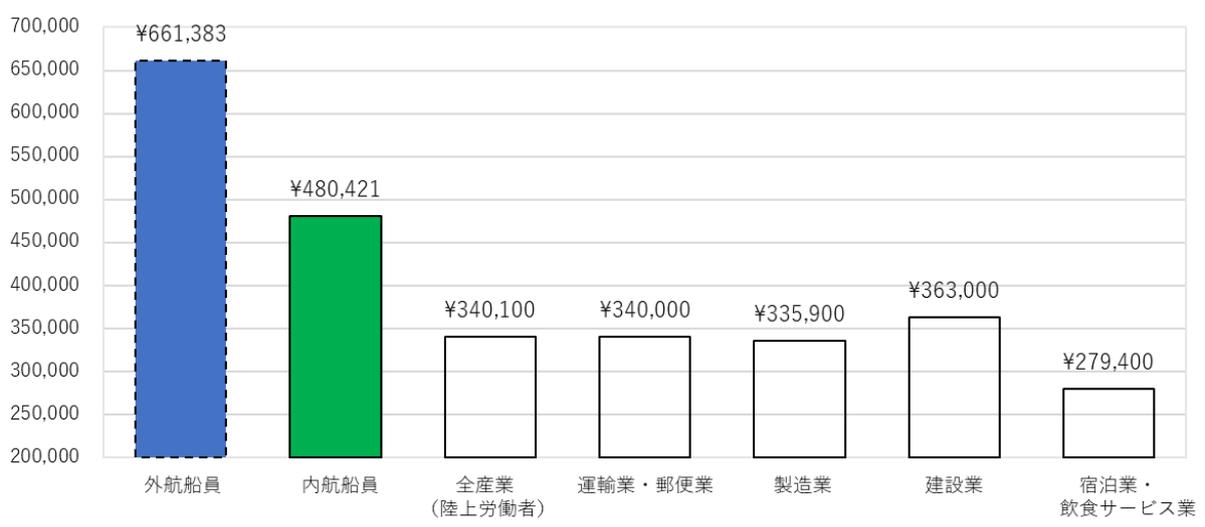


(注) 2020年度及び2021年度は、新型コロナウイルスの影響による開催中止や Web 開催への変更があった。参加者数は Web 参加を除いた人数である。

資料) 国土交通省海事局作成



【図表 3-6】 船員と陸上労働者の給与 (月額) 比較

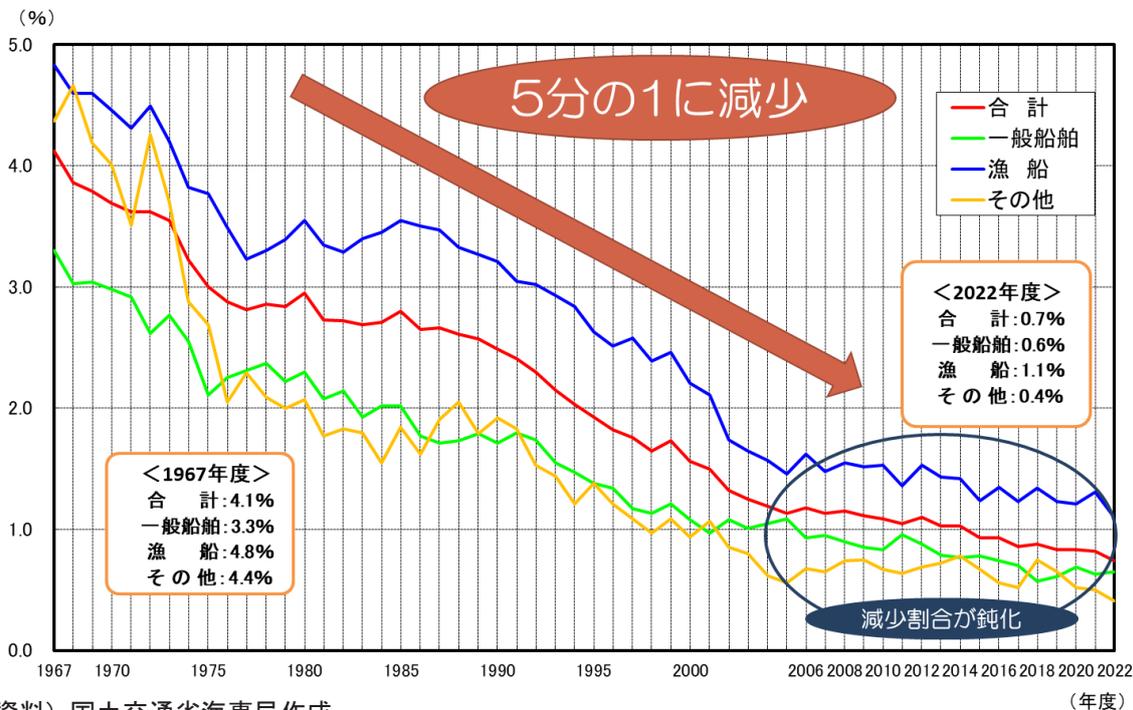


- (注) 1 外航船員及び内航船員の賃金額は、船員労働統計 (定期払いを要する報酬 (基本給や家族手当等)、時間外勤務 (超過勤務や夜間割増)) 及び航海日当の数値である。
- 2 陸上労働者の賃金額は、賃金基本構造統計 (きまって支給する現金給与額の企業規模計 (10人以上) の数値である)。
- 3 船員は、外航船舶及び内航船舶に乗り組む全ての「船長、職員、部員」の計の数値を用いている。
- 4 陸上労働者は、常用労働者のうち短時間労働者を除いた一般労働者の集計結果を用いている。

資料) 国土交通省「船員労働統計」、厚生労働省「賃金基本構造統計」の令和4年6月分のきまって支給する現金給与額により国土交通省総合政策局作成

2. 船員災害の発生状況

【図表 3-7】 船員の死傷災害発生率の推移



【図表 3-8】 死傷災害発生率の海陸比較

単位: 千人率

| 死傷別 業種別 | | 2022年(度) | |
|------------|----------|----------|-------|
| | | 職務上休業 | 職務上死亡 |
| 船員 | 全船種 | 7.4 | 0.3 |
| | 一般船舶等 | 6.5 | 0.1 |
| | 漁船 | 11.0 | 0.5 |
| | その他 | 4.1 | 0.2 |
| 陸上労働者 | 全産業 | 2.3 | 0.0 |
| | 鉱業 | 9.9 | 0.2 |
| | 建設業 | 4.5 | 0.1 |
| | 運輸業 | 6.9 | 0.2 |
| | 陸上貨物運輸事業 | 9.1 | 0.0 |
| | 林業 | 23.5 | 0.6 |

- ※1 船員の災害発生率は、船員災害疾病発生状況報告(船員法第111条)による。同報告は年度内の休業3日以上を対象としており、陸上労働者は、職務上4日以上休業の数値を用いている。
- 2 陸上労働者の災害発生率は、厚生労働省労働基準局による統計値から算出。また、同災害発生率は暦年である。

資料) 国土交通省海事局作成

3. 船員災害防止のための措置

【図表 3-9】 船員災害防止に関する法令の措置

| | 船員労働安全衛生規則 | 船員災害防止活動の促進に関する法律 |
|--------|--|---|
| 趣旨 | 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関して船舶所有者及び船員が遵守すべき事項を具体的に規定 | 船員災害防止計画の策定並びに船舶所有者等の自主的な活動を促進するための質について規定 |
| 具体的な規定 | <ul style="list-style-type: none"> 安全基準、衛生基準、船内作業基準 船内安全衛生委員会の設置 安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者の専任 | <ul style="list-style-type: none"> 国による船員災害防止基本計画及び実施計画の作成 安全衛生委員会の設置 総括安全衛生担当者の選任 |

【図表 3-10】 2024年度船員災害防止実施計画について

船員災害防止計画とは

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）の規定により、国土交通大臣は、5年ごとに船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、基本計画の実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければならないとされている。

第1 2次船員災害防止基本計画 (2023年度～2027年度)

船員災害の減少目標

| | 死傷災害 | 疾病 |
|-------|------|------|
| 一般船舶等 | 13%減 | 8%減 |
| 漁船 | 6%減 | 10%減 |
| 全体 | 11%減 | 9%減 |

主要な対策

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- 漁船における死傷災害防止対策
- 船舶の設備等ハード面での安全対策
- 船員の健康確保
- 新型コロナウイルス等の感染症対策
- ハラスメント防止とメンタルヘルスの確保
- ITを活用した健康管理等の推進
- その他の健康管理上の取組
- 年齢構成を踏まえた死傷災害・疾病防止対策
- その他の安全衛生対策

2024年度船員災害防止実施計画

船員災害の減少目標

| | 死傷災害 | 疾病 |
|-------|------|------|
| 一般船舶等 | 13%減 | 8%減 |
| 漁船 | 6%減 | 10%減 |
| 全体 | 11%減 | 9%減 |

重点を置く災害の種類

○死傷災害

転倒、はさまれ、動作の反動・無理な動作、転落・墜落：全体の約60%
海中転落：死亡・行方不明者の約60%

○疾病

生活習慣病：全体の約40%

その他重要事項

| | |
|----------|---|
| 安全衛生管理体制 | 船内労働安全衛生マネジメントシステム、安全衛生教育実施、優良事業者認定制度推進 |
| 居住環境 | 快適な居住環境、作業環境整備改善 |

重点を置くべき船員災害の種類に対応した取組

(1) 死傷災害防止対策

| | |
|---------|---|
| 作業時中心 | 船内設備・作業方法等再検討、作業基準遵守、墜落制止用器具徹底、係船設備点検保守 |
| 海中転落・海難 | 救命衣着用、生存対策講習会受講、小型旅客船特定教育訓練 |
| 漁船 | 船内設備・作業方法等再検討 |

(2) 疾病防止対策

| | |
|--------|-----------------------------|
| 健康確保 | 健康検査結果活用(実態把握)、食生活改善、長時間労働 |
| 感染症予防 | 感染症予防対策(便覧・教本充実) |
| ハラスメント | ハラスメント防止措置、ストレスチェック実施(実態把握) |
| IT活用 | 健康管理・労働管理システム活用 |

(3) 死傷災害・疾病防止対策(共通)

| | |
|-------|------------------------|
| 高齢・若年 | 職場環境改善、健康体力状況把握、安全衛生教育 |
| その他 | 外国人船員とのコミュニケーション |

※下線部はR5年度からの更新箇所

【図表 3-11】 船員災害防止に関する表彰制度等について

船員労働災害防止優良事業者認定制度

一定期間内に無違反で、災害・疾病の件数が少ない事業者の自主的努力を評価するため、優良事業者として認定する制度。

<認定の種類と要件>

1級

過去5年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。一般型2級に認定されていること。



2級

過去3年間継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。



<認定事業者（令和5年9月1日現在）>

- 1級96者
(外航2者、内航39者、旅客船22者、その他33者)
- 2級35者
(内航18者、旅客船7者、漁船1者、その他10者)

<認定、表彰のメリット>

- ・ロゴマークの使用
- ・国土交通省ホームページ等で公表
- ・毎年9月の「船員労働安全衛生月間」で取組を紹介
- ・船員職業安定業務窓口等に提出する求人票に船員労働災害防止優良事業者、大賞及び特別賞受賞者である旨を記載
- ・認定証、表彰状の交付

船員安全・労働環境取組大賞
(トリプルエス大賞)

事業者における船員の健康管理及び労働支援等に係る優れた取組について毎年度表彰を実施。

<応募対象>

- ①船員災害防止（災害・疾病）
(例：ヒヤリハット事例の水平展開、船内労働安全マネジメントシステムに関する取組、生活習慣病予防のための船内供食、感染症予防に関する取組など)
- ②労働環境向上
(例：陸上からの当直作業や荷役作業等の支援、居住スペースの向上、女性の就労支援に関する取組、当直引継時における指差呼称の徹底等、効果的な船員への教育に関する取組など)

<過去3年間の受賞者>

- 令和3年度
 - 【大賞】(株)アズーロジャパン
 - 【特別賞】(株)西村組、川崎汽船(株)
- 令和4年度
 - 【大賞】商船三井テクノトレード(株)
 - 【特別賞】旭タンカー(株)、上野トランステック(株)、コーウン・マリン(株)
- 令和5年度
 - 【大賞】(株)西村組
 - 【特別賞】太平洋沿海汽船(株)、東ソー物流(株)/コーウン・マリン(株)

